

令和6年度指定障害福祉サービス事業所等集団指導Q&A

	今回の内容について、理解できなかった点やご質問はありますか。	回 答
1	25ページの調理員とは、調理師免許など必要としていますか？ 加算についてまだわかっていないところの質問です。 18ページの延長支援加算の緊急的に生じた場合は、個別支援計画には書かれていなくても理由の記録があれば延長加算が取れるということですか？	・調理員について、調理師資格は必要ありません。 ・延長支援加算について、個別支援計画に延長支援時間の記載のない日であっても、緊急の場合は、理由及び延長支援時間の記録があれば加算算定できます。(留意事項通知第二の2(1)⑮(-)後段)
2	グループホームですが、外部者内覧の件で要件にあう人を準備する事ができない場合いかがしたらよろしいでしょうか？ お願いできたにしても、貴重な時間を割いて頂くにはそれなりの謝礼金を出さないといけなく、五人という誓約が厳しいです、利用者のための運営が正しく行われているか？が基本なので利用者の家族五人がいいのでは？何のために経営者とか近所の人を内部に入れるのでしょうか？	地域連携推進会議について、利用者と地域との関係づくり等のため、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出してください。選出できない場合や5人を下回る場合は理由等を記録で残していただきますようお願いいたします。
3	令和6年度の報酬改定に伴い、児童発達支援事業所等で立案した利用者の個別支援計画を相談支援事業所に送る必要があったように思いますが、必須ではありませんでしたか？ 監査にかかわるか知りたいです。	児童発達支援計画は、指定障害児相談支援事業所に交付することが必要です。(解釈通知第三の3(16)②ウ)
4	p7 契約終了の時は、受給者証に記載すると書かれてますが、 期日満了の場合は口頭で、記入しなくてよいと説明ありましたがそれでよかったですでしょうか？聞き間違いありません。	集団指導にて、「契約が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量を受給者証に記載してください。受給者証の支給決定期間が満了している場合は、特に記載は不要ですが、支給決定期間が残っている場合には、契約終了後に他の事業所を利用される場合もありますので、記載をお願いします。」と説明しています。期日満了であれば、以降他の事業所を利用することはなく、混乱の恐れがないため不要です。
5	資料P71 新様式の在宅利用申出書について どこからダウンロードできるのかなど教えてほしいです。	大津市障害福祉課のホームページよりダウンロードください。 「就労系サービスにおける在宅サービスの利用について」 <a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1408/g/b/67921.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1408/g/b/67921.html</a>
6	処遇改善加算1において18の現場課題の見える化を実施していることが必須となるが、どの程度を求めるのか？様式などあるのか？	特に様式はありませんので、下記の資料(P8)等をご参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001438816.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001438816.pdf</a>
7	共同生活援助の日中支援加算について、加算算定を行った日のその支援にかかる加配生活支援員等の勤務時間を基準の員数から除外するのか、そもそもの加配となる従業者 全員を除外するのか 日中支援でも加算が全て 算定できるわけではなく、土日の支援等加算対象外となる時間に従事している加配の生活支援員は生活支援員の員数に含めて良いものと解釈しているがよろしいか	日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、当該従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないと規定(留意事項通知第二の3(8)⑩ア(ア)⑮(-)後段)されており、「日中の支援に係る」とは、「加算算定を行った日のその支援に係る」と解する。加算を算定していない土日等の時間については、勤務時間に含めてもよい。
8	令和7年度の体制、加算の届出について、令和6年度と変更がない場合は、体制届や加算の届出書類を提出する必要はないとの認識で良いか？	ご認識のとおり変更がない場合、提出は不要です。

今回の内容について、理解できなかった点やご質問はありますか。	回 答
<p>【質問】資料の17ページ「重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎した場合に所定単位数に加算する送迎加算について」に関する確認と質問になります。</p> <p>「重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、直接支援業務に従事する職員を1名以上配置すること」とありますが、「直接支援業務に従事する職員」の定義をお示しいただきたいです。</p> <p>9   昨年の報酬改定以降</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童指導員や保育士</li> <li>2. サビ児管は非該当</li> <li>3. 看護職員でも児童指導員や保育士の資格を得ているものなら可能</li> <li>4. 無資格「指導員」は非該当(そもそも基本配置人員ではないのでダメ)</li> </ol> <p>という認識ですが合ってますか？また、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 看護職員の人員余剰で「児童指導員」として配置している人員は非該当でしょうか？</li> </ol>	<p>お見込みのとおり、1～4の解釈で問題ありません。</p> <p>5についても、看護職員が児童指導員や保育士の資格を有する場合のみ対象とします。</p>